



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課） 1

公布された条例のあらまし

- 沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（条例第53号）
- 1 選挙区のうち、沖縄市から選出すべき議員の数について「4人」を「5人」に改め、南城市から選出すべき議員の数について「2人」を「1人」に改めることとした。（第2条関係）
 - 2 この条例は、次の一般選挙から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第53号

沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成15年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の表沖縄市の項中「4人」を「5人」に改め、同表南城市の項中「2人」を「1人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098－866－2074	印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁地下 1 階 販 売 所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒 900-8503 那覇市久茂地 1 丁目 1 番 1 号・デパートリウボウ内 1 F 購 読 料 1 部 1 箇月 1,800 円
--	--